

住民主体の介護予防・生活支援サービスを実施する団体に補助

笠松町では、高齢者の暮らしを支える住民主体の介護予防・生活支援サービスを行う団体に対し、事業の立ち上げや運営に要する費用の一部を補助します。

対象となる事業

① 訪問型サービスB事業

◆サービス対象者(※)に対し、買い物、掃除などの軽微な家事援助などを行うサービス。

② 通所型サービスB事業

◆サービス対象者に対し、体操、趣味活動などを行うサービス。

◆月2回以上で、毎回、概ね90分以上の活動を行っている。

◆参加人数が1回あたり、5人以上(サービス対象者を含めたおおむね65歳以上)いる。

③ 通いの場事業

◆おおむね65歳以上の町民に対し、体操、趣味活動などを行うサービス。

◆月2回以上で、毎回、概ね90分以上の活動を行っている。

◆参加人数が1回あたり、5人以上いる。

(※) サービス対象者

要支援1・2の認定がある人または基本チェックリストの実施結果で事業対象者となった人で、総合事業のサービス利用として地域包括支援センターによりケアプランに位置づけられた人

補助の対象となる団体

① 笠松町内において事業を実施する2名以上で構成される団体

② 規約・会則などを有する団体

③ 会計処理ができる団体

※ただし、他から補助金など受けている団体は除く

その他の要件

① 1月以上事業を実施すること

② 利用者から実費分の料金を徴収すること

③ 広く町民の利用を促すこと

補助金の概要

立上げ支援補助金 ……事業の立上げに要する経費

事業費補助金 ……事業の運営に要する経費

	訪問型サービスB事業	通所型サービスB事業	通いの場事業
立上げ支援補助金		事業開始年度と翌年度合わせ 50,000円	事業開始年度と翌年度合わせ 50,000円
事業費補助金	60,000円／1年度	2,500円／開催1回 ※年間130,000円限度	1,500円／開催1回 ※年間78,000円限度

申請について

- ・ 補助対象の団体となるためには、申請書類を作成・提出し、補助交付決定を受ける必要があります。
- ・ 申請にあたっては、事前に健康介護課介護担当または社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターにご相談ください。

【問 合 先】健康介護課 ☎388-7171